２
(1)　借款は、ヴガンダ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。
(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。
(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。
(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。
(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。
(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

３
(1)　借款は、ウガンダの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。
(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。
(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

４　ウガンダ共和国政府は、３(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

５　ウガンダ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

６　３(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してウガンダ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためウガンダ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

７　ウガンダ共和国政府は、次のものを免除する。
(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウガンダ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してウガンダ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してウガンダ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金
(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してウガンダ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

８　ウガンダ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。
(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。
(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びウガンダ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。
(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

９　ウガンダ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をウガンダ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年九月十日に東京で

ウガンダ共和国駐在
日本国特命全権大使　藤田順三

ウガンダ共和国
財務・計画・経済開発大臣
マティア・カサイジャ閣下

（ウガンダ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をウガンダ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年九月十日に東京で

ウガンダ共和国
財務・計画・経済開発大臣
マティア・カサイジャ

ウガンダ共和国駐在
日本国特命全権大使　藤田順三閣下

○外務省告示第三百三十七号

一　次に掲げる各国の政府は、平成十二年一月二十九日にモントリオールで作成された「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

リトアニア共和国	平成十五年十一月七日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成十五年十一月十一日
アイルランド	平成十五年十一月十四日
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	平成十五年十一月十九日
イラン・イスラム共和国	平成十五年十一月二十日
ドイツ連邦共和国	平成十五年十一月二十日
マダガスカル共和国	平成十五年十一月二十四日
スロバキア共和国	平成十五年十一月二十四日
ポーランド共和国	平成十五年十二月十日
エジプト・アラブ共和国	平成十五年十二月二十三日
ハンガリー	平成十六年一月十三日
バハマ国	平成十六年一月十五日
グレナダ	平成十六年二月五日
バングラデシュ人民共和国	平成十六年二月五日
ルワンダ共和国	平成十六年七月二十二日
ニジェール共和国	平成十六年九月三十日
大韓民国	平成十九年十月三日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

リトアニア共和国	平成十六年二月五日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成十六年二月九日
アイルランド	平成十六年二月十二日
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	平成十六年二月十七日
イラン・イスラム共和国	平成十六年二月十八日
ドイツ連邦共和国	平成十六年二月十八日
マダガスカル共和国	平成十六年二月二十二日
スロバキア共和国	平成十六年二月二十二日
ポーランド共和国	平成十六年三月九日
エジプト・アラブ共和国	平成十六年三月二十二日
ハンガリー	平成十六年四月十二日
バハマ国	平成十六年四月十四日
グレナダ	平成十六年五月五日
バングラデシュ人民共和国	平成十六年五月五日
ルワンダ共和国	平成十六年十月二十日
ニジェール共和国	平成十六年十二月二十九日
大韓民国	平成二十年一月一日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の議定書の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

ブラジル連邦共和国	平成十五年十一月二十四日
キプロス共和国	平成十五年十二月五日
ベトナム社会主義共和国	平成十六年一月二十一日
タジキスタン共和国	平成十六年二月十二日
ベリーズ	平成十六年二月十二日
ラトビア共和国	平成十六年二月十三日
グアテマラ共和国	平成十六年十月二十八日